

東大阪市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市条例第 8 号

東大阪市火災予防条例の一部を改正する条例

東大阪市火災予防条例（昭和４８年東大阪市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第５７条の２の次に次の１条を加える。

（個室型店舗の避難管理）

第５７条の３ 個室型店舗（令別表第１（２）項ニに掲げる防火対象物の用途に供されるものその他これに類するものをいう。）の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がない場合においては、この限りでない。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例の施行の際、現に存する個室型店舗（改正後の東大阪市火災予防条例第５７条の３に規定する個室型店舗をいう。以下同じ。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗の同条に規定する外開き戸が、同条の規定

に適合しないときは、当該外開き戸については、平成23年3月31日までの間、同条の規定を適用しない。